

捨印

捨印



所有権移転関係

1. 各筆明細

農用地利用集積計画書

受付 コード	0	所有権の移転 を受ける者 (A)	(氏名又は名称)	(住所)	(同意印)	区分	地区	世帯	(農協)
登録	4 所有権移転	所有権を移転 する者 (B)	(氏名又は名称)	(住所)	(同意印)	区分	地区	世帯	(農協)

所有権を移転する土地 (C)					所有権の移転の内容 (D)							利用権設定に 関する法律 関係 (E)	(B) 以外の権原者 (F)			備考
区分	所在		地目		面積 ㎡	所有権の 登記の有無	利用 目的	所有権 の移転 時期	対価 円	対価の 支払 方法	対価の 支払 期限		引渡の 時期	住所氏名 又は名称	権原の 種類	
	大字	字	地番	現況								登記簿				

↑ 農用地区域は1 市街化区域は2 その他は3

2 共通事項

別紙のとおり

3 所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等

整理番号	氏名又は名称	性別	年齢	農作業従事日数	日
------	--------	----	----	---------	---

利用権設定等 を受ける土地 の面積 ㎡ (A)	所有権の移転を受ける 者が現に耕作又は養畜 の事業に供している農 用地の面積 ㎡ (B)		所有権の移転を 受ける者の主たる 経営科目 (C)	所有権の移転を受ける者の世帯員(構成員)の農業従事 及び雇用労力の状況 (D)			所有権の移転を受け る者の主な家畜の飼 養の状況 (E)		所有権の移転を受け る者の主な農機具の 所有状況 (F)		あつせん譲受等 候補者名簿		所有権の移転を受け る者が現に耕作又は 養畜の事業に供して いる農用地の明細									
	農地	採草放牧地		その他	世帯員 (構成員)	農業従事者 (うち15才以上60才未満)	雇用労力 (年間延 日数)	種類	数量	種類	数量	登録 番号		登録 年月日								
農地	自作地			男	人								別紙のとおり									
採草放牧地	借入地													女	人							
その他	合計																					

別紙

共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより行われる所有権の移転は、1の各筆明細に定めるところによる。

- (1) 所有権の移転
1の各筆明細に記載された対価の支払期限までに対価の全部の支払を了したときは、その所有権の移転時期に当該土地の所有権は移転する。
- (2) 農用地利用集積計画に定められた法律関係の失効
1の各筆明細に記載された対価の支払期限までに対価の全部の支払がなされなかったときは、当該土地の所有権に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効する。
- (3) 所有権以外の権利の消滅
所有権を移転する土地に第三者のための担保物権等が設定されているときは、所有権を移転する者（譲渡人甲）は当該権利を消滅させるとともに、当該権利が登記されているときは、所有権の移転時期までにその登記を抹消しなければならない。
- (4) 租税公課の負担
所有権を移転する土地に係る固定資産税、土地改良賦課金等は、その所有権の移転時期の属する年度については、譲渡人甲が負担する。

(市町村が嘱託により登記することができることとなったとき)

- (5) 所有権の移転の登記
この農用地利用集積計画による所有権の移転の登記は、所有権の移転を受ける者（譲受人乙）の請求により、市町村の嘱託により行うものとし、譲渡人甲はこれに協力しなければならない。
- (6) 経費の負担
所有権の移転の登記に要する経費は、譲受人乙が負担する。その他の経費については、譲渡人甲及び譲受人乙が協議して決める。
- (7) 法律関係の解除
譲渡人甲又は譲受人乙は、相手方がこの農用地利用集積計画に基づく義務を履行しないときは、この農用地利用集積計画によって成立した法律関係を解除することができる。
- (8) 所有権取得者の責務
譲受人乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、所有権の移転を受けた土地を効率的かつ適正に利用しなければならない。
- (9) その他
この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、譲渡人甲、譲受人乙及び市町村が協議して定める。